

飯塚市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、飯塚市教育長より指定管理者監査の結果に対する措置について通知を受けたので、飯塚市監査規程第23条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年1月10日

飯塚市監査委員 篠崎 充 俊
飯塚市監査委員 城丸 秀 高

記

- 1 措置を講じた部署 生涯学習課
- 2 監査報告に対する措置状況の内容 別紙のとおり

指定管理者監査の結果に基づく検討改善事項の措置状況

庄内生活体験学校 【局長指摘事項】

検 討 改 善 事 項	措 置 の 状 況
<p>1 管理物品等について</p> <p>指定管理者は、基本協定書第6条及び指定管理者仕様書に基づき、備品の管理を行っている。前回定期監査で指摘された備品管理簿は作成され、異動報告書等は提出されていたが、市の財務システムと照合したところ、台帳と差異が見受けられた。</p> <p>また、指定管理者が指定管理料により自己の責任と費用により購入した備品等（Ⅱ種）については、基本協定書第24条にその所有権は、市に帰属するとしているが、財務システムへの登録はなかった。</p> <p>さらに、市では、耐用年数が2年以上で購入価格が概ね1万円以上のものを備品としているのに対し、指定管理者はその基準を3万円以上としているため、ポータブルHDD（12,744円）、足場台（15,984円）及びラミネーター（9,330円）を消耗品として購入しており、備品購入の報告がなされていなかった。</p> <p>所管課は、指定管理者から提出された報告書等の内容確認にあたっては、所管の台帳との照合を確実にし、台帳登録等の必要な手続きを行うとともに、市に帰属する備品については、統一した取扱いを行うこと。</p> <p>なお、指定管理者は令和2年3月31日で指定期間を満了し、引き続き令和2年4月から指定管理者となる。指定期間の満了に際しては、備品等（Ⅱ種）の帰属も含め管理物品等について確実に確認を行い、備品台帳の整理を行うこと。また、新協定書締結にあたっては、正確な管理物品台帳を指定管理者に提示すること。</p> <p>2 管理施設の改修又は修繕等について</p> <p>基本協定書第16条第3項によれば、「指定管理料のうち管理施設の改修又は修繕等に係る経費について、乙は事業年度ごとに精算し、当該経費に残余が生じたときは、市に返還するものとする」としている。</p> <p>平成30年度決算書を確認したところ、修繕費予算額300,000円に対し、決算額は271,913円で28,087円の残余が発生していたが、返還</p>	<p>備品管理について、指定管理者は備品管理簿による管理が行われており、市の財務システムへの登録漏れにより差異があることを確認いたしましたので、財務システムの登録処理を行い、是正いたしました。</p> <p>備品の基準については、市の基準（耐用年数が2年以上で購入価格が概ね1万円以上のもの）に合わせるように改め、ご指摘のポータブルHDD、足場台、ラミネーター他、テプラ、スクリーン、デジタルカメラの登録漏れが判明いたしましたので、市、指定管理者ともに備品登録を行い統一した取扱いを行っています。</p> <p>指定期間の満了に際しては、備品等（Ⅱ種）の帰属も含め管理物品等について確実に確認を行い、備品台帳の整理を行います。また、新協定書締結にあたっては、正確な管理物品台帳を指定管理者に提示いたします。</p> <p>平成30年度決算書により修繕費の残余が発生していましたが、予算費目の誤解等もあり、諸資材費で購入した物品（30,518円）で、自ら応急処置し、実質302,431円の修繕を行っていたことを鑑み、返還は行っていません。</p> <p>今後は、修繕の対応方法やそれに係る予算執行、決算書等の内容確認については、</p>

していなかった。

指定管理者に確認したところ、協定書での取り決めに失念し、突発的な修繕が必要になった場合に備えて、予算を若干残していたもので、軽微な修繕については、諸資材費で購入した物品で、自ら応急処置を行っていた。

所管課は、指定管理者から提出された決算書等の内容確認にあたっては、基本協定書、年度協定書及び仕様書等に基づき、精査するとともに、緊急修繕の場合の対応方法等、指定管理者と協議すること。

3 提出文書（事業計画書及び事業報告書等）について

(1) 内容について

基本協定書第 25 条により、指定管理者から業務計画書が提出されているが、「6 研究・啓発事業」として予定されていた記念事業については、予算書にその経費が一切計上されておらず、どのような事業をどのように行うのか判断できないにもかかわらず、所管課は確認を行っていなかった。なお、年度末に提出された事業報告書での報告もなかった。

また、指定管理者は、基本協定書第 45 条により、自主事業を行うことができ、その場合、業務計画書を提出し、事前に市の承諾を受けなければならないこととしている。指定管理者は、業務計画について、指定管理業務の事業計画と合わせて記載しているため、事業の区分が明確にされておらず、市の承諾が得られたものか判断がつかない。

事業計画については、指定管理業務の執行に欠かせないことから、内容を精査し、指定管理料で行う業務と自主事業の線引きを明確にするとともに、指定管理者に対しては、事業区分のわかる計画書及び報告書の提出を求めること。

(2) 提出期限について

仕様書によれば、毎年度 10 月末までに次年度の管理運営に関する事業計画書を作成し、市と調整を図り、提出することとしているが、事業計画書は年度末の 3 月に提出されていた。

また、同じく仕様書で、③飯塚市庄内生活体験学校の利用状況及び④指定管理分の収支状況の事業報告書（月報）を毎月終了後、翌月の 10 日までに提出するよう定めているが、月報については、翌月末に行われる所管課との定例会

基本協定書、年度協定書及び仕様書等に基づき実施し、適宜、確認や指導を行い適正な事務処理を行ってまいります。

「6 研究・啓発事業」の記念事業については、事業に出席し、把握していましたが、年度末の事業報告書に未記載であることは失念していました。今後は、指定管理者からの提出書類について、これまで以上に内容確認を徹底し、適正な事務処理を行ってまいります。

事業計画等については、指定管理料で行うものと、指定管理料以外の事業費で行うものに分けて、事業ごとの計画書・予算書及び報告書・決算書等の提出を求め、事業区分がわかるように是正いたします。

指定管理者に対して、仕様書に基づいた提出期限で、書類を提出するよう指導し、是正いたします。

議で提出していた。

所管課は、仕様書に基づき、提出書類の提出を
求めること。